



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
6月16日
第114号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 公 告	
一般競争入札の公告(モノづくり振興課、管理課)	1
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(湖北)	6
土壌汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除(南部)	6
○ 警 察 本 部 告 示	
※滋賀県体育文化館使用規程の廃止(警務課)	7

公 告

一般競争入札の公告

令和2年度における多機能走査型電子顕微鏡システムの購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年6月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 多機能走査型電子顕微鏡システム 一式
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書および設備機器仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
- (3) 納入期限 令和2年12月16日(水)
- (4) 納入場所 滋賀県工業技術総合センター 栗東市上砥山232

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 次の種目が希望営業種目のいずれかに登録されていること。

大分類: 物品 中分類: 理化学機器・分析機器・計測機器

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

- (4) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3794
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年6月16日(火)から令和2年7月29日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。また、開始日のみ13時から17時までとし、最終日のみ9時から正午までとする。)

- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (4) 入札説明会 行わない。
 - (5) 入札書の提出期間 令和2年7月1日(水)13時から令和2年7月29日(水)正午まで
 - (6) 入札書の提出場所および提出方法
 - ア 滋賀県物品・役務電子調達システムによる場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、入札締切日時(令和2年7月29日(水)正午。以下同じ。)までに入札すること。
 - イ 持参による場合 入札説明書5(7)のとおりの方法で封入した入札書を、入札締切日時までに(1)に示す場所に持参すること。
 - ウ 郵便による場合 入札説明書5(7)のとおりの方法で封入した入札書を、入札締切日時までに(1)に示す場所へ書留郵便により必着させること。また、この場合の送料は自己負担とする。
 - (7) 開札の日時および場所 令和2年7月29日(水)13時 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法
- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。
- 10 支払条件
- (1) 前金払 行わない。
 - (2) 部分払 行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 同等品による入札 可
- (1) 同等品での入札の場合は規格等を確認できる資料を事前に提出し確認を受けた上、入札時に同等品である旨を明示すること。明示なき場合は基準品によるものとみなす。未確認または同等品と認められない物品による入札は、無効とする。
 - (2) 同等品等申請書の提出期間 令和2年6月16日(火)13時から令和2年7月1日(水)正午まで
 - (3) 同等品等申請書の事前提出場所等 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県工業技術総合センター 栗東市上砥山232
- 13 その他必要事項
- (1) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書等による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Multifunctional Scanning Electron Microscope, 1 set
- (2) Deadline for tender: 12:00, July 29, 2020
- (3) For further information, contact: Manufacturing Promotion Division, Department of Commerce, Industry, Tourism and Labor, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan
TEL +81-77-528-3794

一般競争入札の公告

滋賀県の県有施設に係る電気調達業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年6月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (i) 調達物品名および数量
- ア 危機管理センターほか7施設で使用する電気
- (7) 予定契約電力 1,597キロワット
- (i) 総予定使用電力量 3,365,700キロワット時
- イ 自動車税事務所ほか16施設で使用する電気
- (7) 予定契約電力 1,326キロワット
- (i) 総予定使用電力量 2,897,600キロワット時
- ウ 消防学校ほか20施設で使用する電気
- (7) 予定契約電力 1,625キロワット
- (i) 総予定使用電力量 2,912,500キロワット時
- エ 工業技術総合センター信楽窯業技術試験場ほか5施設で使用する電気
- (7) 予定契約電力 361キロワット
- (i) 総予定使用電力量 447,980キロワット時
- オ 総合教育センターほか17施設で使用する電気
- (7) 予定契約電力 3,023キロワット
- (i) 総予定使用電力量 4,454,700キロワット時
- カ 彦根東高等学校ほか16施設で使用する電気
- (7) 予定契約電力 2,826キロワット
- (i) 総予定使用電力量 4,414,600キロワット時
- キ 交通機動隊ほか10施設で使用する電気
- (7) 予定契約電力 853キロワット
- (i) 総予定使用電力量 2,405,400キロワット時
- ク 県本庁舎で使用する電気
- (7) 予定契約電力 1,500キロワット
- (i) 総予定使用電力量 2,479,000キロワット時
- ケ びわこモーターボート競走場ほか1施設で使用する電気
- (7) 予定契約電力 1,851キロワット
- (i) 総予定使用電力量 3,350,300キロワット時
- コ 警察本部庁舎で使用する電気
- (7) 予定契約電力 700キロワット
- (i) 総予定使用電力量 2,687,000キロワット時

サ 建設技術センター本館棟ほか1施設で使用する電気

(7) 予定契約電力 64キロワット

(4) 総予定使用電力量 157,300キロワット時

なお、アからサまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 調達期間 令和2年10月計量日の0時から令和3年10月計量日の前日24時まで
- (4) 調達場所 入札説明書で示す場所

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品、中分類:燃料・油脂・電力)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4314

いずれの者であっても、入札参加者は、令和2年7月15日(水)17時までに、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を4(1)に示す場所に提出し、競争入札参加資格者名簿に登録されていることの確認を受けなければならない。

この日以後においても、新たに入札に参加する資格を得ようとする者の資格審査の申請を受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 電源構成および二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。なお、開示方法は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成30年12月改訂)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
- (8) 平成30年度の1キロワット時あたりの二酸化炭素排出係数、平成30年度の未利用エネルギーの活用状況、平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況および需要家に対する省エネルギーおよび節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書で示す条件を満たしていること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書(入札説明書で示す別紙様式3)

イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し

ウ 環境配慮状況等証明書(入札説明書で示す別紙様式4)およびその根拠を示す書類

(2) 提出期限 令和2年7月15日(水)17時

(3) 提出場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県会計管理局管理課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314 電子メール ka10@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和2年6月16日(火)から令和2年7月27日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付するほか、電子メールにより交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

(5) 入札書の受領期間 令和2年7月10日(金)から令和2年7月27日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

の9時から17時まで。郵送による場合は、書留郵便によりこの受領期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。

5 (6) 開札の日時および場所 令和2年7月28日(火)9時 滋賀県大津合同庁舎3階入札室 大津市松本1-2-1
5 入札方法等

(1) 入札執行については、財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

(1) この公告に示した物品を調達することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、財務規則の規定により作成されたそれぞれの予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、封印した入札書および入札金額算定書を4(5)に示す入札書の受領期間内に提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき書面により当該特定調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) この入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は年度をまたいで1年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

a Electricity used in Shiga Prefecture Crisis Management Center and electricity used in another 7 facilities contract 1,597kW. The estimated electricity 3,365,700kWh

b Electricity used in Shiga Automobile Taxation Office and electricity used in another 16 facilities contract 1,326kW. The estimated electricity 2,897,600kWh

c Electricity used in Shiga Firefighters' Academy and electricity used in another 20 facilities contract 1,625kW. The estimated electricity 2,912,500kWh

d Electricity used in Integrated Industrial Research Center of Shiga Prefecture Shigaraki Ceramic Research Institute and electricity used in another 5 facilities contract 361kW. The estimated

electricity 447,980kWh

e Electricity used in Shiga Education Center and electricity used in another 17 facilities contract 3,023kW. The estimated electricity 4,454,700kWh

f Electricity used in HikoneHigashi High School and electricity used in another 16 facilities contract 2,826kW. The estimated electricity 4,414,600kWh

g Electricity used in Shiga Traffic Mobile Unit and electricity used in another 10 facilities contract 853kW. The estimated electricity 2,405,400kWh

h Electricity used in Shiga Prefectural Government building contract 1,500kW. The estimated electricity 2,479,000kWh

i Electricity used in Biwako Boat Race Course and electricity used in another 1 facility contract 1,851kW. The estimated electricity 3,350,300kWh

j Electricity used in Shiga Prefectural Police Headquarters building contract 700kW. The estimated electricity 2,687,000kWh

k Electricity used in Shiga Construction Technology Center main building and electricity used in another 1 facility contract 64kW. The estimated electricity 157,300kWh

(2) Deadline for tender : 17 : 00, July 27, 2020

(3) For further information, contact : Management Division, Finance Management Bureau, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4314 E-mail ka10@pref.shiga.lg.jp

環境事務所告示

滋賀県湖北環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年6月16日

滋賀県湖北環境事務所長 内藤 幹 滋

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
米原市米原967番、988番
米原市梅ヶ原2230番
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 砒素およびその化合物(規則第58条第4項第9号に該当)
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖北環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県南部環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成29年滋賀県南部環境事務所告示第1号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和2年6月16日

滋賀県南部環境事務所長 川崎 竹 志

- 1 指定を解除する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
草津市南笠東一丁目字平野553番1 外12筆
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物ならびにほう素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

警 察 本 部 告 示

滋賀県警察本部告示第36号

滋賀県体育文化館使用規程(昭和40年滋賀県警察本部告示第1号)は、廃止する。

令和2年6月16日

滋賀県警察本部長 滝 澤 依 子

